

泊発電所3号炉 ヒアリングコメント回答リスト

(技術的能力 1.14 電源の確保に関する手順等)

泊発電所3号炉審査資料	
資料番号	資料1-7
提出年月日	令和5年6月20日

ID	No	コメント内容	ヒアリング日	対応状況*	回答完了日	回答概要	資料反映箇所	積み残し事項の回答予定時期
230327-05	1	比較表1.14-97) 防護板等について、防護板が当該設備の代表として適切か確認の上、必要に応じ修正し説明すること。	R5.3.27	回答済	R5.4.26 ヒアリング	泊3号炉の「防護板等」は大飯の「閉止蓋」と同等のものを指しているが、泊の記載表現よりも、ディーゼル発電機燃料油貯油槽の設備としての代表としては、大飯の「閉止蓋」の記載表現が適切である。このため、大飯と同じ「閉止蓋」に記載表現を修正する。	第505回ヒアリング 資料4-4『泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.14 電源の確保に関する手順等 (SAT114-9 r.5.0)』 p.1.14-93,98	
230426-01	2	比較表1.14-290ページ) 燃料タンク (SA) の容量として、貯蔵容量60kLと必要量50kLの記載について、資料間で記載方針を定め適正化し、説明すること。	R5.4.26	本日回答		燃料タンク (SA) の容量の記載について、手順上は確保すべき油量を記載すべきものと判断し、有効性評価「想定事故1」及び「想定事故2」における燃料消費に関する評価において示す燃料タンク (SA) の必要油量である「50kL」に記載を統一する。	資料1-4『泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.14 電源の確保に関する手順等 (SAT114-9 r.7.0)』 p.とりまとめた資料-1 p.1.14-103,291	

*: 検討状況・方針等のみをご説明の場合は、「一部説明」という用語で識別する。